

第三者評価結果

※すべての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。※評価項目毎に第三者評価機関判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> ・理念、基本方針は「今宿保育園利用のご案内(兼重要事項説明書)」に記載されており、園の掲示板や保育室内にも掲示していることを確認しています。また、パンフレット、ホームページ等の広報媒体にも記載されています。 ・保育理念は、「保育所を利用する子どもと保護者および地域の親子の最善の利益を考慮し、保育をすることを目的とする」とし、当園の使命と目指す方向や考え方を読みとることができます。 ・基本方針は、理念との整合性がとられ、職員の行動規範となる内容になっています。また、理念、基本方針にもとづく園目標、保育姿勢は、「重要事項説明書」のほかパンフレット、ホームページに記載されています。 ・全職員は、保育理念・基本方針・保育目標・保育姿勢を記載したカードを携帯するとともに、年度初めに業務マニュアル等で確認する、年度末に行う自己評価で再確認するなどして、継続的に周知が図られています。 ・保護者に対しては、「今宿保育園利用のご案内」により、理念や基本方針の周知に努めるとともに、毎年、見学时や入園時および懇談会等を通して説明をしています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ・市立責任職全体会議や旭区園長会、公民合同園長会に参加し、社会福祉事業全体の動向および横浜市や旭区の計画や地域の状況について情報を得て、園をとりまく環境と経営状況を的確に把握し分析しています。 ・旭区福祉計画の策定動向と実施内容を理解し、園に求められる役割を把握しています。 ・園見学や育児支援事業等を通して地域の保護者の意見を聞く機会を設け、利用者像、保育ニーズ、潜在的利用者に関するデータ収集を行うとともに、園の保護者からのアンケートや意見聴取により課題を把握分析しています。 ・毎月、登園状況、利用状況を市に報告し、保育所利用者の推移、利用率の分析把握を行い、市および区と情報を共有しています。		

【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜市や旭区の計画や地域の状況を踏まえ、園をとりまく環境と経営状況を的確に把握したうえで、毎年行っている園の自己評価や保護者アンケートを通して経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を行い、具体的な課題や問題点を明らかにしています。 経営状況や改善すべき課題を横浜市や旭区と共有しています。 市や区の課題、当園の状況や改善すべき課題と今後の取り組みについて、職員会議やミーティングおよび年間の振り返りで職員に周知しています。 課題解決については、人材育成や保護者対応等日々行う事がらと改修工事等中長期的な計画にもとづく事がらとを並行して具体的な取り組みが進められています。 		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当園の事業計画は、横浜市こども青少年局の掲げた中・長期的なビジョンである「市立保育所のあり方に関する基本方針」をもとづき策定され、理念や基本方針の実現に向けた園目標が明確にされており課題とともに今後の方向性が示されています。 中・長期的なビジョンとして、市立保育所の持つ特徴を活かして、地域ごとに保育資源ネットワークを構築し、保育の質の維持・向上および地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを進めることなど、具体的な内容になっています。また、今宿保育園はネットワーク事務局園に指定されており、その機能強化・体制強化が課題であると認識しています。 市立保育所として果たすべき役割は、民間保育施設との協働による保育の質の向上、地域子育て支援の推進拠点、地域の保育士資源の連携・協働の推進、保育施策上のセーフティネットとなっており、当園が事務局園となっている本事業は区単位で事業を行い、毎年、実績の評価やニーズの把握と必要に応じて見直しを行うなど事業の推進に努めています。 		
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市立保育所のあり方に関する基本方針」を踏まえた中・長期計画である全体的な計画にもとづき、単年度における事業内容を具体的に示す年間計画が策定されています。年間計画にはネットワーク事務局園としての役割や計画が盛り込まれ、人材育成や園児交流、地域育児支援が毎年実施されてきていますが、今年度は感染症対策のため今までとは異なる方法での実施を検討中です。 ネットワーク事務局園としての計画は単なる行事計画ではなく、中部エリア保育教育施設などで行っているミニ保育園ひろば、公開保育、保育指針の改定、写真によるカンファレンス等の研修、など具体的に実施しています。毎年度末に振り返りを行うとともに、更に次の目標に向けて改善された内容になってきています。 当園としての単年度計画は、全体的な計画にもとづき策定・実施されています。計画は行事ごとに振り返りを行い、職員からの反省点や良かったことの意見、保護者アンケートによる意見などを検討し、次年度の計画に反映させています。 		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b

<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は、園長や主任および計画内容ごとに業務担当職員等が参画し意見を集約・反映のもとに策定されています。 ・事業計画の進捗状況は、毎月の会議やミーティングで検討する手順になっています。特に今年度は、コロナ禍の影響で行事の変更や縮小を余儀なくされ、安全で且つ子どもの発達に応じた内容や実施可能な方法を職員全体で考えて取り組んでいます。従って、現状では計画は保育活動は概ね100%、年間行事予定は50%程度の進捗となっています。 ・事業計画は会議やミーティング等を通して職員に周知されています。園長の目標にもとづき職員各自が目標を立て、役割分担のうえ事業を進めています。計画は園の自己評価および各自の自己評価により振り返りを行い、必要に応じて見直しを行っています。 ・今年度は、感染症予防対策により事業計画が例年どおりには進められていませんが、子ども主体の保育計画を見直す良い機会ともなっています。 		
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の主な内容として「市立保育所のあり方に関する基本方針」を掲示、説明し、保護者に周知しています。 ・行事計画は、園見学时、入園説明会、懇談会で保護者に説明しています。また、在園児保護者には、計画への参加を促す観点から、年度初めに年間行事予定表を配付し、懇談会や園だより、クラスだより、掲示等で随時その内容や目的を説明し周知しています。 ・事業計画に変更が生じた際も、園だよりや配付物、掲示、口頭で告知するとともに、保護者の質問や意見について丁寧に対応し理解を得られるように配慮しています。 		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的なPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に向けての取り組みとしては、年1回、園として保育所の自己評価と保護者アンケートを行い、保育の内容について組織的に振り返り、評価を踏まえて次年度の事業計画に反映させるとともに園運営に活かしています。 ・横浜市としての「保育所の自己評価」を毎年実施するとともに、外部評価として5年に1度の第三者評価を受審しています。また、保護者からの意見や苦情についても必要に応じ園運営に反映させるなど、保育計画は状況に合わせて柔軟に内容の変更が行われています。 ・毎年、保育所の自己評価を職員全員で行うとともに、保護者アンケートの意見を集約し、年間計画を策定、実行、評価および見直しを行い、評価結果を保護者に告知しています。 ・日々の保育の評価と見直しは、日常的に日誌で行い、月ごとの評価および見直しは、カリキュラム会議で職員間で行っています。 		
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の自己評価と保護者アンケート結果を評価分析して評価結果と課題を明確にし、職員間で共有するとともに、文書化したものを年度末に保護者に周知しています。 ・評価結果にもとづく課題について、会議やミーティングで検討し、早急に改善に取り組み、もしくは課題によっては次年度の改善計画の策定に組み込むようにしています。 ・また、改善策やその実施状況の評価を行うとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っています。今年度は特に園児の健康を守るという観点で、感染症拡大防止のため各種行事を含めた園運営全般の見直しをしています。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 園長は、年度初めに当園の運営、管理についての基本的な考え方や方向性を示した行動目標を策定し、目標共有シート（行動計画の評価書）を回覧しで全職員の理解を図っています。 園長は、自らの役割と責任を含む職員の職務について会議や研修において表明し周知を図っています。 園長不在時等の役割を担う園長代行保育士として主任保育士を配置しています。また、平常時のみならず組織内の災害時や事故発生時等の非常時対応の役割と責任については、施設長（園長）を責任者とし、代行として主任（園長代行保育士）を配置しています。 また、職員一人ひとりの目標シートに園長の方針が反映されており、年度初め、中間時、年度末に面談にて各自の目標に対する実施状況と評価振り返りを行っています。 		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 園長は、市や区からの情報や研修等を通して公務員としての規律や法令順守についてよく理解しており、常にその意識をもって業務にあたっています。そのうえで、利害関係者との適正な関係を保持していることが理解できます。 園長は、個人情報保護、環境、人権、不祥事防止等について法令順守に係る研修（法令順守に係る研修）を受けるとともに、自主点検を行っています。 また、市の取り組みでもあるグリーン購入やルート回収への参加を通して環境への配慮についての取り組みを行っています。 園長は、自らが研修で学んだことを園内研修や回覧で職員に周知し、更に、公務員としての横浜市職員サービス規程や職員高度基準について保育園職員として守るべき法・規範・倫理等を全職員に周知しています。 ヒヤリハットやその事例を会議やミーティングで共有し日々お互いに意識を高め、不適切な対応がないように注意を喚起しています。 園長は、保育園運営のなかで旭区運営方針をもとに、SDGs（Sustainable Development Goals、誰一人取り残さない、持続可能な開発目標）を行うよう職員に促しています。 		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
【12】	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 園長は、日々の保育の様子、毎日の日誌、毎月のカリキュラムを通して、保育の現状を把握し保育内容が理念に合っているかを確認しています。園長は、園全体で取り組むべき課題はその内容に応じて会議を設けたり、園内研修を行ったりして意見を集約したうえで、改善に向けての取り組みを行っています。 園長は、保育の質の向上について会議での決議案や取り組み事項を、日々のミーティングで伝え職員の共通理解を図っています。また、職員人材育成ビジョンに沿って職位ごとにキャリアラダーを作成し、保育の質の向上についての研修の受講を計画的に進めています。 保育の質の向上について、設備・遊具等の物的環境、職員が子どもとかわる人的環境をテーマに、園の中で職員がお互いに意識や技術を高め合う研修を行っています。ドキュメンテーションを掲示しフォトカンファレンスや公開保育、臨床心理士を講師として子どもの人権やチーム保育の研修を行っています。 また、子ども主体の保育を職員が自ら実践できるように適宜声かけをして改善をかさねています。 		

【13】	Ⅱ-1-(2)-① 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> 園長は、現状の課題や次年度の取り組みに応じた園運営のための人員の確保と配置の検討、修繕箇所の把握等を行っています。目標共有シートを活かして職員と話し合い、役割分担と連携を年度初めに共有しています。 園長は、業務の効率化の取り組みを行うとともに、感染症拡大防止のため例年どおりの行事を見直し、子ども主体の保育への考え方を職員と話し合い、その実施に向けての取り組みに職員が意識を共有できるように努めてきています。 長期間にわたり安全性確保のための設備改修が課題でしたが、昨年度に大型改修工事を行ったことにより、現状は日々安全な保育を行えるようになっていきます。 		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> 園児の定員数や保育時間に合わせて福祉人材の確保を行い、園児の在籍数や利用時間の変動により常に見直しを行っています。正規職員として必要な福祉人材の確保は横浜市が行い園児の定員数で配置されます。 年間計画には看護師、臨床心理士、栄養士等の専門職の訪問指導を組み込んでおり、その助言を受けながら職員全体の質の向上を図っています。 横浜市の人材育成ビジョンの中に職位に応じて求められる姿が明記されています。職員が目指す方向性や業務内容研修計画についてキャリアラダーに記入し自ら考えることができる仕組みになっています。 更に、園としても福祉人材確保のため公募による会計年度任用職員の採用により園運営の安定を図っています。会計年度任用職員の保育士免許資格取得に向け、市として資格取得の研修が開催されているので参加を促しています。 		
【15】	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> 横浜市の人材育成ビジョンのなかに職位に応じた「期待する役割・姿勢」が明確に示されています。区の運営方針をもとに園長が作成した目標共有シートを職員に提示し、その後職員一人ひとりも目標シートを作成して、園長との面談で目標設定とその振り返り評価を行うことで能力開発に繋がっています。 横浜市の人材育成ビジョンの人事基準にもとづき職員の人事異動や昇任試験を行い、職場の活性化を図っています。 また、毎年、キャリアラダーを活用し、職員の専門性の向上や保育実践の改善に役立てています。人事異動も人材育成の一つと捉えて面談を行っています。 人事管理は、横浜市の方針に従って実施されています。 人事考課基準が明示されており、適正に評価された結果を職員に告知するシステムになっています。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> 職員の労務管理責任は園長が担っているが、園長と主任保育士が職員一人ひとりの就業状況や健康状態の把握を行っています。 普段より声がけをして職員の就労状況や心身の健康状態の確認に努めるとともに、日々の業務シフトや超過勤務、有給休暇取得は一人ひとりの希望にできる限り応えられるようにしています。 		

<ul style="list-style-type: none"> ・有給休暇の申請があった場合は、代行保育士についても調整に配慮し、保育体制を確保しつつできる限り公平に有給休暇を取得できるようにしています。 ・当園は、超過勤務削減とワークライフバランス推進を目標に掲げており、福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取り組みや働きやすい職場づくりに取り組んでいます。また、働きやすい職場づくりについては人材育成研修のなかでもテーマに取り上げています。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の人材育成ビジョンにより、職位に応じて求められる「期待する職員像」が明確に示されています。職員一人ひとりの目標管理はそれを基本に行われています。職員一人ひとりの目標は、園長が職員と個別に面談を行い園の目標や方針を徹底するとともにコミュニケーションのもとで設定されます。 ・職員は目標項目・目標水準・目標期限が定められた目標共有シートをもとに園長と面談を行い、一人ひとりの職位や役割に応じた今年度の業務目標を設定共有しています。 ・園長は年度初め、中間期・年度末に職員一人ひとりとの面談を行い、中間期には目標の進捗状況の確認と助言を行い、年度末には振り返りを実施し目標達成度の確認を行っています。 		
【18】	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市人材育成ビジョンの保育士分野人材育成ビジョンに示された求められる職員像にもとづき、職位に応じて、保育士職員に求められるもの、期待する役割・姿勢、必要とされる知識・技術が明示されています。また、キャリアラダー（保育士職のキャリア形成の流れ）にも各職位に期待される役割および経験しておくべき業務が示されていることを確認しています。 ・人材育成の取り組みとして、園独自で行う公開保育や全職員参加の園内研修、階層別の外部研修参加と他の職員へのフィードバック、保育所・保育士の自己評価などを計画的に行っています。 ・個別の育成計画は、横浜市人材育成ビジョンの人材育成計画にもとづき目指す方向性や業務内容研修計画をキャリアラダーに記入しています。会計年度職員は、人権研修、救急救命研修、臨床心理士研修等を適宜受けています。新任職員には、個別にトレーナーを付けて日頃の細かい点から指導援助できる仕組みができています。 ・なお、定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っています。 		
【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標共有シートやキャリアラダーにより、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況などを把握しています。 ・保育士新任職員には2年間の育成計画を作成し、トレーナーをつけて業務全般につきOJTによる指導や助言が行われています。 ・階層別研修、職種別研修、テーマ別研修など職務や必要とする知識・技術水準の応じた教育・研修につき内部研修・外部研修ともに積極的に参加できるよう配慮をしています。 ・年度初めに立てた研修計画にもとづき、職員一人ひとりが必要な研修を受けられるよう情報提供を行い、参加を推奨したり申し込み状況を把握したりしています。 		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b

＜コメント＞

- ・実習生の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルを作成し、研修・育成に関する基本姿勢を明文化しています。
- ・実習生等の受け入れ留意点（職員用）として、受け入れの目的や指導者としての配慮事項等が示されています。（目的、子どもとの関り、環境、計画と記録、連携、振り返り等）
- ・実習のプログラムは実習生と相談のうえ学校と連携して作成しています。また、実習期間中に学校側の訪問を受けるなど継続的な連携を行い、実習の様子や進捗状況につき情報の共有をしています。
- ・指導担当者は、横浜市のこども青少年局が主催する研修に参加しています。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを公開し、園の保育内容や年間行事を周知しています。また、育児支援の情報を毎月更新し、保育の写真を掲載して利用者や地域に向けて発信しています。 ・園の保育内容に関する相談・要望・苦情に対応する体制や内容については重要事項説明諸に明記しています。苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況等については市の要綱に合わせて公表することとしています。 ・園の活動、理念や活動方針、園だより等を季節の装飾とともに門の外にある掲示板に掲示しています。また、近隣の住民や第三者委員、小学校、家庭的保育所施設に園だよりを配付し、園の活動を公表しています。 ・福祉サービス第三者評価については、5年に1回の受審しており、市のホームページに公表されています。 		
【22】	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされており、職員に周知しています。 ・横浜市、旭区として適正な会計・経理の仕組みが整っており、それにもとづき業務を行っています。 ・園における事務、経理、取引等につき、定期的に旭区の監査が行われています。 ・なお、職員には公務員として公金を取り扱っていることを周知しています。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> • 全体的な計画において、地域交流について明記し園内で掲示しています。地域の住民や施設に立ち寄り、行事に招待したり、園だよりを配布し交流を行い、園の活動への理解を得られるようにしています。 • 地域の子育て事業に関わる関係機関の情報を収集・整理し活用するとともに保護者に提供しています。 • 利用する公園の会議に出席し安全な利用の情報共有をしています。公園愛護会の方と花壇への植え付けを一緒に行い地域の美化に協力しています。また、こいのぼりの制作、飾りつけなどにも参加しています。 • 今宿西ケアプラザへ年3~4回訪問し、世代間交流を図っています。 • 保護者のニーズに応じ、病児保育や子育てサポートシステム、子育て支援拠点、子育てサロン、放課後デイサービス、学童保育の紹介ができるよう、リーフレットを常設しています。 		
【24】	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> • 年間を通して、ボランティアや体験学習の受け入れを行っています。 • 地域の学校との連携・協力は積極的に行い、中学校の体験学習、高校のインターンシップなどを受け入れています。 • 受け入れにあたって、事前にオリエンテーションを行い、注意事項等について説明を行っています。また、終了後にも振り返りや聞き取りを行い、園側としての受け入れ方法や姿勢についての検討を行っています。 • 子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っています。 		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> • 療育センター、旭区こども家庭支援課、児童相談所、臨床心理士、警察、消防など保育に関係する諸機関について一覧表にし、職員会議で説明するなど、職員間で情報を共有しています。 • 関係諸機関と定期的な連絡会を開催しています。園長をリーダーとして園で起きた問題や事案に対して、専門的なアドバイスを受け対応しています。 • 支援専任会議に出席して小学校、中学校と情報の共有をして連携をしています。 • 虐待等については、横浜市の虐待防止ハンドブックに沿って関係機関と連携し対応しています。 • 地域の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行うことが期待されます。 		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> • 園長が市立、私立園長会へ参加し、幼保小の連携会議には、保育士も参加して地域の大きな連携の中で福祉ニーズの把握にあたっています。 • 地域の家庭的保育所施設（乳児受け入れの小規模保育施設「瀬戸保育室」）と交流しています。年2回健康診断に来園し、絵本の貸し出しなども行っています。園長が訪問し連携を深めています。 • 区の育児支援会議で旭区の市立保育園の状況を共有し、育児支援の事業において地域のニーズの把握に勤めています。 • 地域の小学校のスクールゾーン協議会に参加して周辺道路の安全を共有しています。 		

【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援事業として年間計画（「子育て支援計画」）を立てて取り組んでいます。 ・地域の集まりに子どもと訪問し、団地の高齢者の集会サロンと世代間交流をしています。 ・地域の子育て支援拠点や地区センターの赤ちゃん教室へ保育士派遣事業をしています。 ・地域の防災対策や被災時の福祉ニーズに対する支援の取り組みにも目を向けた活動が期待されます。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・園の保育理念に「子どもの最善の利益を考慮し…」、保育方針に「子どもの健全な心身の発達…」「子どもが自己を十分に発揮し活動できる…」「子どもおよび保護者の健康、安全で情緒の安定した生活」を掲げ、子どもを尊重した内容になっています。 職員間でも「子供の尊重」を意識し互いに声を掛け合い、意識の啓発に努めています。 ・職員は、区の人権研修に参加し、園内研修で人権研修についての取り組み、保育士倫理綱領は業務マニュアル等での明示を行っています。 ・常に子どもの最善の利益を考慮して保育することを理念として職員が基本に立ち戻り自分の保育を見直すことを大切にしています。 ・子どもの人権について園内でも研修を行い、チェックリストも配布して自己評価をしています。 ・子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組や性差への先入観による固定的な対応をしないような配慮について今後さらに検討、向上に努めていくことが期待されます。 		
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護についての姿勢や責務については、横浜市職員行動基準、保育士倫理綱領などに明記され、毎年、保育所の自己評価を行う中で、プライバシー保護に関する内容を振り返り、評価しています。研修については年度末および必要の都度実施しています。 ・個人面談は事務室で行いプライバシー保護を配慮しています。子どもの前で家庭的な問題の話をしないよう配慮しています。 ・日々の生活の中で、排泄、着替え、シャワー等は、年齢に合わせた対応を行い、プライバシー保護が守られるようにカーテンの設置、ドアの開閉等の配慮した保育を行っています。 ・子どもたちにプライバシーの重要性を必要に応じ保育の中で具体的に伝えていきます。伝えられることとお互いに認め合っています。保護者へもプライバシー保護への取り組みや配慮を周知してもらえよう掲示や懇談会、面談等で伝えていきます。 		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等保育園の情報については、ホームページを作成しており、区役所には園の案内があり、「保育園ひろば」では園のPRをボードにて、行っています。 ・配布資料やホームページは、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしています。 ・随時見学を受け付けています。パンフレットを見ながら園長や主任など担当職員が園舎を案内し、保育の内容、他説明し、質問も丁寧にうけ答え、近隣情報も伝えています。 ・配布資料やホームページは定期的に見直しています。 		
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の開始、変更については保護者の意向に配慮しながら利用にあたっての説明は園の案内や書面の説明文を見せながら具体的に変更の手順を写真やイラストなどを取り入れ、わかりやすく案内し、文書をかわしています。 ・登園、降園の時間や土曜日利用については具体例を示しながらわかりやすく説明し、同意をもらえる様にしています。その場で判断が難しい場合や金額の発生する件、特に配慮が必要な保護者からの申し出については、園長、区と確認しての報告や対応をしています。 ・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残しています。 ・特に配慮が必要な保護者への説明について今後は基本的事項はルール化するとよいと思われます。 		
【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の変更による問い合わせがあった場合は、園にある該当児の経過記録や保育計画書、日誌などにより適宜報告できる様にしています。 ・利用が終了した後も園庭開放や訪問を受け入れる事を伝えて、来園される際には園長、主任、担当職員が対応をしています。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児の送迎の際は、保育士が直接対応して保護者と園児の様子や意見を把握しています。 ・年1回以上は、個人面談を行い保護者との信頼関係を深めています。また、懇談会を年2回、保護者アンケートを1回実施し、意見や提案、利用者満足度を把握し課題の発見、改善につなげています。 ・保護者会に園長、主任保育士が出席し保護者の運営が円滑に行えるようアドバイスをしています。 ・園児や保護者の思いや様子、言葉を受け止め会議やミーティング等で職員間の共有を図り、改善につなげています。具体例としては安全面の改善、不安の解消、不審者対策などがあります。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b

<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決については園長が責任者、主任保育士が受付担当者に指定され、入園説明会等で重要事項説明書により、第三者委員の設置や意見箱の利用方法についても説明しています。また、園内に掲示もしています。 ・行事終了後と年1回の保護者アンケートの実施を行っています。保護者の意見が出しやすいように匿名での記入式や意見箱設置場所の配慮をしています。職員間で内容の検討、振り返りを行い課題と改善点の結果を掲示し改善へつなげています。 ・苦情内容について、受付と解決を凶った記録が保管されています。 		
【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が相談したり意見を述べたりすることについて、園内に第三者委員苦情解決、ご意見箱、区役所相談窓口などの案内をし、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明しています。また、必要に応じて関係機関の相談窓口などを紹介しています。 ・保護者からの相談や意見等を聴く際には、安心して意見が述べられるよう事務所等、関係職員以外が入りしめないよう落ち着いた環境を用意しています。 		
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル等を整備し、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討要領等が定められています。 ・保護者からの意見があった場合は速やかに職員会議を開き、内容の周知とともに対応、改善策を話し合い保護者へ伝えていきます。意見を正確に把握するよう複数で対応し、相談内容を記録し区役所等へ報告する体制があり協力を得ています。 ・検討に時間がかかる場合には、その旨保護者には丁寧に説明しています。 ・苦情解決マニュアルは年一回見直し、それに沿って対応しています。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメントに関する責任者は園長が指定されています。 ・「子どもの健康、安全を守るために」(マニュアル)に基づいて安心・安全な保育に努めています。 ・普段からのリスク管理としてヒヤリハットの事例報告をしています。給食に関する事故防止は、調理員をはじめ全職員で給食マニュアルに沿って細心の注意を払っています。 ・事故の際は再発防止策を講じるころまで全職員で行い、危険への気づきを促しています。 ・安全点検は毎日行い点検簿に記入し、週一回ミーティングで共有しています。 ・安心・安全に関する市の研修に職員が参加し、参加者による普及教育を実施しています。 ・毎日安全点検を実施し、不具合事項が認められた場合はその都度処置しています。 		
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関し、園長を責任者とし、各クラス担任を責任者とする組織体制ができています。 ・感染症対応マニュアルがあり、日々感染症予防に全職員が取り組んでいます。特に現在はコロナウイルス感染症予防の取り組みには力を注ぎ、日々検討を重ね、最善策をとれるよう知恵を出し合っています。マニュアルの見直しは、年に1回定期的実施するとともに、市からの情報が入った場合はその都度実施しています。 ・感染症に対する予防策としては毎日の手洗い、うがい、換気、消毒などを実施しています。 ・園児の感染症発症時には保護者への周知の掲示を速やかにおこなっている。プライバシーには、十分配慮しています。 ・感染症マニュアルに基づき、感染症を拡大させないための対策も徹底しています。感染発生状況を分析し迅速な対処に取り組み二次感染の防止に努めています。 ・地域での感染症発生状況は旭区から必要な情報を得ています。園内では掲示をして保護者に注意喚起を呼びかけています。 		

【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応体制は、園長、主任保育士、乳・幼児リーダーを中心に組織されます。 ・重視している脅威は河川の氾濫とし、地震、火災についても対応を計画しています。 ・安否の確認は保護者へのメール配信と名簿によるチェックで把握しています。 ・災害時を想定した訓練を年一回計画をたて、実施をしています。園児引き取り人訓練も取り入れ、保護者に参加してもらっています。 ・保護者に河川氾濫浸水想定区域であることを掲示で知らせ河川氾濫訓練も行い、園児、職員分の雨具をはじめ、米、ビスケット、水など3日分の食料、その他の備蓄品も蓄えています。 ・避難想定先の小学校と連携し現地までの避難路を確認するとともに、消防署、警察、自治会等とも連携しています。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の標準的な実施方法についてマニュアルが整備され、文書化されています。 ・業務マニュアルは、子どもの尊重を第一に考え、プライバシーの保護や権利擁護、個人情報の保護などに関わる姿勢が明記されています。年度末に見直し、整備を行っています。全職員が閲覧でき、日々の保育に活用しています。また、現状の変化による場合は職員間で共有し連携して柔軟に保育をしています。個人情報の取り扱いは、ガイドラインを作成し、所定の書庫で管理をされています。 		
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末に見直しを実施し、整備したマニュアルが各クラスと事務所にあり、保育に活用されています。 ・各会議（職員、カリキュラム、ケース・臨時等）では、意見を交換し、毎日のミーティングを通して情報を共有し、見直し、保育に対応しています。年度末にそれらを総括し、次年度の指導計画に反映しています。 ・園児送迎時での保護者との対話、個人面談、アンケート実施で頂いた保護者からの意見、要望を把握し、改善に努め、日々の保育に活かしています。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての指導計画の策定責任者に園長が指定されています。 ・指導計画はPDCAサイクルに基づいて、手法が定められ、全体的なの計画、年間指導計画、月間指導計画等に区分し、策定しています。 ・指導計画策定後には、会議をおこない、全体で検討をしています。また、全職員が指導計画を閲覧できます。 ・必要に応じて、臨床心理士や療育センターと連携し、子どもと保護者のニーズに合わせた個別の指導計画を策定しています。 		

【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月2回、職員の定例会議をおこなっている。会議で担任の思いや子どもの姿、保護者の意向等についても話し合いにより実情に合った計画に修正されています。 ・年間指導計画、月間指導計画は期ごと月ごとに評価見直しを行い、新たな指導計画を策定する手順をとっています。 ・会議で担任の思いや子どもの姿、保護者の意向等についても話し合いにより実情に合った計画に修正されています。 ・計画の変更については日案、週案の中で修正し、ねらいや配慮の修正もしています。 ・評価・見直した結果を次の指導計画の作成に生かす手順・プロセスの確立が望まれます。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達状況や生活状況等により、計画にもとづいた保育が実施され記録し確認しています。 ・記録要領の作成は、保育園が定めた統一した様式を使用しています。 ・職員で内容や書き方に差異が生じないように、横浜市の様式に従って職員への指導等工夫しています。さらに、会議や園内研修の場で徹底を図っています。 ・情報の流れは定められており、全職員に的確に届くよう会議や毎日のミーティングにより周知共有されています。 ・情報の分別は園長の判断で行っています。 ・ミーティングノートは全職員が確認し情報の漏れないような仕組みになっています。 ・日々の保育の記録は日誌で共有しドキュメンテーションによる記録によっても共有されています。 ・乳児連絡票及び個人記録で1、2歳児は成長発達を記録し保護者との連絡内容も共有されています。 ・個別ケース会議で対応について検討され、記録により参加できなかった職員も共有されています。 		
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備されています。個人情報の流出は、子どもや家族に大きな影響を与えるため、記録の保管場所、保管方法、扱いに関する規定、責任者の設置、保存と廃棄等に関し、「個人情報保護法に関する法律」のガイドラインに依り、規定等を定め、全職員で周知共有しています。 ・入園の際、保護者へ重要事項説明書に個人情報について記載され適切に管理されていることを説明しています。 ・個人情報は事務室書庫等にて施錠した状態で定められた期間管理されています。パソコンについては盗難防止のカギが設置され、保存されている情報はパスワードでロックされています。 ・廃棄はシュレッダーあるいは横浜市の文書廃棄のシステムで適切に廃棄されています。 ・個人名の記載された文書は、園外不出のルールが職員間で共有され守られています。 ・日々の情報資料については適宜シュレッダーにより廃棄し残さないようにしています。 ・今後は、個人情報保護規定についての研修の実施および職員の理解度の確認について、必要に応じダブルチェックによりの確な実施が求められます。 		

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> • 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨を踏まえ、ネットワーク事業事務局園としての役割を盛り込み作成されています。 • 全体的な計画は、保育に関するさまざまな指針や「よこはまの保育」にもとづき職員全体で作成しています。また、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成されています。 • 理念・方針等は、保護者には入園説明会や懇談会で伝えるとともに保育室に掲示しています。また、全職員は保育理念・基本方針・保育目標・保育姿勢を記したカードを携帯しています。 • 全体的な計画は、職員会議で日々の保育を話し合い、必要に応じてその結果を評価・見直しを行い次年度の計画に繋げています。 		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> • 年間を通して室内の温度、湿度、換気、採光などの生活環境を適切な状態に保つように配慮するとともに、室内外の設備・用具や寝具の衛生を保ち、熱中症や感染症の予防に努めています。 • 見通しのよい室内環境になるように家具の配置を工夫し、遊具は温かみのある手作りのものを取り入れて、子どもが自由に選んで取り出しやすいような工夫がなされています。 • 一人ひとりの子どもがくつろげる空間を作っています。また、同じ部屋で食事と睡眠を行っている部屋では、食事と睡眠を時間によって部屋の使い分けをしています。 • 手洗い場やトイレは、明るく清潔で子どもが使いやすいような設備を整え、かつ安全を確保できる環境を工夫しています。また、日々の安全点検で不具合があれば、速やかに職員間で周知し危険防止の対応をしています。 		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> • 子どもたちが安心して生活できるように、子どもの発達状態と発達過程、家庭環境を理解したうえで、一人ひとりの子どもの個人差を把握し、尊重して保育を行っています。 • 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮すること、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとるようにすること、個々の発達を理解し欲求を受けとめ子どもの気持ちに寄り添うこと、子どもに分かりやすい言葉づかいでおだやかに話すこと、子どものペースで生活できるように配慮し、せかす言葉や制止させる言葉はなるべく使わないようにすること、などに気をつけて保育をしています。 		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもの年齢や発達に合わせて援助し、無理なく基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮しています。乳児については、一人ひとりの状況や課題について個別に指導計画を立て対応しています。 基本的な生活習慣の習得にあたっては、自分のマークを持ち物やそれぞれの場所に表示することで分かりやすくし、それを子どもに丁寧に伝え、自分から行おうとする気持ちを育てています。 また、保育士が声を掛けすぎず、強制することなく一人ひとりの子どもの主体性を尊重できるような職員間で工夫をし、活動と休息のバランスが保たれるように工夫をしています。 食事時間や午睡の入眠時間等は、一人ひとりの子どもの成長や活動に合わせてその都度見直しをしています。 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、その一つとして手洗いの習慣など、看護師から話を聞く機会をつくり子どもがその大切さを理解できるようにしています 		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整え、自発性を発揮できるように援助しています。園庭の遊具は置き場所を決め、子どもの「やりたい」「やってみよう」の視点で、自分で出し入れしやすいように配置し、遊具の取り出し片付けを自分で行うようにしています。 毎日、午前中と夕方には戸外遊びの時間を十分にとって進んで身体を動かすことができるようにしています。乳児、幼児が一緒でも安全に遊べるように、遊び方を子どもが自然な形で理解しています。 園庭は異年齢どうしの自然な交わりの場になっています。また、幼児は異年齢活動を計画的にすすめて、生活と遊びを通して友だちとの人間関係が育まれるよう援助しています。 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助し、散歩のとき歩道の歩き方や赤信号で止まるなど、社会的ルールを身につけていくよう配慮しています。 散歩は、身近な自然とふれあうことができ、地域の人たちに接する機会や社会体験が得られる機会ともなっています。 また、各年齢に合わせて素材を置き、自由に表現活動を楽しめるようにしています。 		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	-
<p><コメント></p> <p>非該当</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの子どもの発達状態を尊重した保育を行っています。子どもが自分でしようとする気持ちを大切に、保育士は時間と心に余裕をもち子どもの自発的な活動を見守り丁寧に対応しています。 子どもが転倒した際の事故を防止したり、保育士どうして連携しながら子どもが安全に探索活動を楽しめるような環境を整えたりしています。 子どもの自我の育ちを受け止め、子どもがおもちゃなどを自由に出し入れして遊ぶなど自発的な活動や、子どもどうしの関りを大切にし互いの思いをくみ取り仲立ちをするなど適切な関りをしています。 園庭あそびのなかで異年齢の子ども同士が自然なかかわりを持ったり、散歩時に保育士以外の大人と接したり機会もあります。 連絡票を活用し、一人ひとりの子どもの状況に応じて園と家庭との連携を丁寧に行っています。 		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当園では、子どもが好きな活動をじっくり楽しめるように各年齢に合った遊びのコーナーを作っています。保育室に凶鑑を置く、菜園の水やりを行う、など興味のあることに友だちと一緒に楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境づくりを行っています。 3歳児の保育に関しては、集団の中での安定を図れるよう個別に丁寧に関わっています。玩具の用意やコーナーづくりをしながら個々の遊びや友だちとの遊びが充実できるようにし、無理なく集団への参加に繋がっていくようにするとともに、異年齢活動なども段階的に取り入れています。4歳児については、友だち同士との遊びや活動を通して友だち関係が育っていく過程を見守っています。 5歳児については、集団の中でそれぞれの個性が生かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった子どもたちの主体的な活動のための環境づくりに努めています。 保護者には、保育参加を通じて子どもの育ちや活動の様子を見てもらったり、保育の活動や子どもの姿を写真やクラスノート、園だより等で折々に伝えたりしています。 また、地域の方や小学校に園の行事や保育の様子を載せた園だよりを送ったりしています。なお、5歳児は、就学に向けての交流会や小学校交流等を行っています。 		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> トイレに手すりを設置したり、椅子の高さの調整など障害に対応する環境整備に配慮しています。また、園庭にブランカーを設置して子どもたちに安全な遊び場を知らせています。 障害のある子どもに配慮した個別指導計画のほか子どもの状況に応じたデイリープログラムを作成し、クラスの指導計画と関連づけています。 計画にもとづき子どもの状況と成長に応じた保育を行うとともに、子ども同士の関りに配慮し共に成長できるようにしています。 保護者との連携をよくとり、園での生活に配慮しています。必要に応じて保護者を通じて医療機関からの助言を受けたり、療育センターのワーカーや臨床心理士に相談したり助言を受けたりしています。 職員は、障害のある子どもの保育について研修に参加する等により必要な知識や情報を得ています。 保護者向けに相談機関（区子ども相談・特別支援）を紹介したり掲示をするなどして適切な情報を伝えるための取り組みを行っています。 		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 長時間保育は、1日の生活の連続性に配慮し子ども主体の保育に計画にもとづいた取り組みをしています。 異年齢の子どもと一緒に過ごす長時間保育は低年齢児の保育室で行い、子どもが安定して家庭的にゆったりと過ごせるように配慮しています。 また、子どもが無理なく安心して過ごせるような遊びを提供し、不安にならないように配慮しています。 保育士間の引き継ぎは、クラスごとの引き継ぎ簿で適切に対応しています。 保護者への連絡も同じく引き継ぎ簿を使って正確に行われるようにしており、担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮しています。 		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b

<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校との連携や就学に関連する事項が記載された計画（アプローチカリキュラム）が作成されています。 ・子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会として、学校訪問や園での学校生活体験（午睡時間短縮、上履き・ハンカチの使用）などが設けられています。 ・保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるように面談、懇談会、就学時健診や入学説明会の時期などの情報を共有しています。 ・就学に向けた小学校との連携のため、幼保小研修や交流会の打ち合わせ時に意見交換をし、小学校と子どもの個人情報などを共有し連携を図っています。 ・保育所児童保育要録は横浜市の様式に基づいて担任の保育士が作成しています。 		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理に関するマニュアルが整備されています。子どもの健康状態は、乳児は個人連絡票、幼児は健康チェックカードで登降園時に確認しています。 ・健康管理の計画が作成され、それに基づいて子どもの健康管理が実施されています。 ・子どもの健康状態に関する情報は、毎日のミーティングで全職員に周知、共有されています。 ・横浜市からの情報は適宜保護者に伝えるとともに、「健康だより」を2か月に1回各家庭に配布しています。 ・嘱託医による健康診断、歯科健診は年2回ずつ行ない、記録し保存しています。 ・園内での感染が発生した場合、「感染症情報」を掲示し保護者に伝えています。 ・懇談会等で乳幼児突然死症候群予防の取り組みを伝え、1歳児クラスでは、睡眠時に10分毎に呼吸や姿勢を確認して記録しています。 		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医の健診結果は、家庭での生活に活かされるよう保育に有効に反映されるように保護者に書面や口頭で知らせ、園では健康台帳、歯科健康診査票に記録し保存しています。嘱託医からの情報も保護者へ伝えています。 ・健康診断・歯科健診の結果を集計し内容を保護者、子どもと共有し予防を心がけています。 ・食後に幼児は砂時計を活用して、丁寧に磨いている。歯磨きは、保育士による点検磨きを行っています。現在は新型コロナウイルス感染症対策で歯磨きは中止し、ブクブクうがいのみ行っています。 		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、前日のミーティングでアレルギー食の確認を行い、全職員に周知できるようにしている。毎月1回、献立の食材、除去する食材の確認を保護者と行っています。 ・医師の「生活管理指導票」に従って除去しています。 ・保護者とは、月1回のアレルギー食面談を行い丁寧に対応しています。 ・アレルギーに関する研修は市が毎年1回実施し、職員を参加させています。参加した職員はその内容を園内で報告し、他の職員にも周知し、情報共有しています。 ・当日は担任が、調理員との確認とクラス内での確認を連携し行っています。別テーブルとし、提供の際には個人トレイにのせて、他児との相違に配慮しています。 ・アレルギー疾患については他の子どもにも年齢に合わせた言葉で伝えています。 		

A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の計画の中に位置づけ、子どもの年齢に合った取り組みに留意し、楽しく落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしています。個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫しています。 ・収穫野菜を使った食育活動、野菜の皮むき等の手伝い、食育集会を行い子どもたちの食に対する興味を高めています。幼児は、保育士が指導食と一緒に食べることで子どもと共感でき、食への興味関心を高められるようにしています。 ・食器の材質や形などについても年令や発達に合わせています。 ・食育だよりやサンプル掲示で保護者や子どもに情報を提供し家庭と連携しています。 		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達状況、体調などを考慮し献立・調理の工夫をしています。好き嫌いなどを把握・考慮し、量やペースなどを調整しています。おかずやフルーツの刻み方、盛り付け量を変えて食べやすくなるよう工夫しています。 ・保育士から随時喫食状況が調理員に伝え献立・調理の工夫をしています。調理員は毎日喫食状況を見に行き、子どもたちとのコミュニケーションが日々取れている。 ・横浜市管理栄養士により検討会が行なわれ、適切に献立が作成され、食文化や季節感を取り入れ調理されています。 ・衛生管理については横浜市の給食の手引きに従い、衛生管理が適切に行われています。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との信頼関係を築いていけるように送迎時の対話、クラスノート、個人連絡票などで子どもの様子を伝えるなど家庭との日常的な情報交換を行っています。 ・年度の初めの懇談会では保育方針や目標について伝え、毎月年齢ごとに保育のねらいを掲示しています。主要行事には保護者も参加していただき、保育内容について理理解を得るようにしています。幼児クラスノートや乳児連絡票で保育の内容を丁寧に伝えていきます。 ・日中の子どもの様子を捉え、写真とコメントで保育の様子をわかりやすく伝えていきます。 ・保護者が保育士体験、個人面談、行事等へ参加することで、日々の子どもの成長を共有していきます。 		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から園での一日の様子や家庭での様子を保護者と伝え、信頼関係を築くことに努めています。 ・保護者や子どもの現状や相談内容を会議やミーティング等において話し合い、担任以外の職員も相談に応じる体制を整えるなど、支援の仕方を職員間で共有しています。保護者等からの相談に応じる体制を整えています。 ・年1回各クラスごとに保護者面談を計画しています。その他、子育ての悩み等があった場合はいつでも面談を実施しています。保護者の要望に応じて面談を行う体制を常に整えています。 ・安心して子育てが行えるよう区役所相談窓口、「ひなたぼっこ」（地域子育て支援拠点）など必要な関係機関等の情報提供を行っています。 ・相談内容を適切に記録し、継続的なフォローの体制も整えています。 		

【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市（あるいは園独自で作成した）で作成したマニュアルを常備し、早期発見・対応に努めています。 ・日々の保育の中で子どもの心身の状態や家庭での生活、養育状況の把握をしています。虐待が疑われた場合は、早急に各クラス担任から園長・主任保育士に情報を伝え、児童相談所や子育て支援センター、福祉事務所等関係機関に通告し、その後の変化についても連絡を取り合いながら、家庭を援助しています。また、職員会議などを通して全職員で情報を共有できる体制を整えています。 ・保護者が困難を抱える場合、兆候などに細心の注意を払い、保護者の精神面、生活面に寄り添い援助しながら予防に努めています。 ・虐待防止ハンドブック等マニュアルについては、年度当初に職員全員で内容の読み合わせや確認を行うなど、職員間で周知するとともに、特に早期発見を重視して確認しています。区役所の保健師、ケースワーカー、児童相談所など他機関との連携も図っています。 ・虐待に関する区の研修に職員が参加しています。また、園内では、臨床心理士を招聘し、これを活用して早期発見に努めています。 		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間通して保育士の実践の振り返りを月2回の保育会議や週1回のケース会議で職員相互の話し合いを通じて行い、保育の良さや課題を見つけ、保育の質の向上につなげています。計画のねらいと内容、環境構成、保育士等の配慮が適切であったか、日々の振り返りを日誌やミーティング等で行っています。 ・日々の保育の中で、子どもの気持ちに寄り添い、意欲や活動の過程をしっかりと把握し、大切にし、声掛けや援助をしながら保育をすすめています。 ・自己評価の結果を職員会議などで周知し情報共有することで一人では気づくことができなかった保育の課題に気づく機会としています。また、年度末には一年間の振り返りの内容を総括し次年度に向けてより良い保育が行えるようにしています。 		